

保 護 者 様

長野県諏訪実業高等学校長

### インフルエンザ感染による出席停止のお知らせ

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治 癒 報 告 書

長野県諏訪実業高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

1

疾患名 (型が分かる場合は○をしてください)	インフルエンザ ( A型・B型 )
発症日 (咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	平成 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	平成 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	平成 年 月 日まで

\* インフルエンザの出席停止の期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」

- ・「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・「解熱した後2日」は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

2 登校日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から登校します。

平成 年 月 日

保護者氏名

印

校 長	教 頭	事務長	事務長補佐	係 員	保健室	担 任